

集会アピール

「核兵器禁止条約」は明日1月22日で発効2周年を迎える。

昨年1月4日、核保有5大国は、「核戦争に勝者はなく、核兵器を使用してはいけない」「核兵器保有国間での戦争回避と戦略的危険性を軽減」「NPTで課された核軍縮義務の順守」などを確認した「共同声明」を発表した。

しかし、そのわずか2か月も経たないうちに、ロシアは「核兵器の使用も辞さない」と“核脅迫”をしながらウクライナを侵略した。

これは、核保有国がかねてから主張していた「核抑止力」論がいかにも欺瞞であり、脆いものであるかを如実に示している。「核抑止力」とは“いざとなったら使うぞ”という脅しそのものである。

いま、世界はロシアのウクライナ侵略をはじめ、北朝鮮の核・ミサイル開発、中国の海洋進出を含む東アジアの緊張、アメリカと日本、NATOを含むブロック主義的対応など、緊張に包まれている。

しかし同時に、この1年の国連の動きに見られるように、圧倒的多数の国々が国連憲章を守り、紛争の平和的解決と核兵器禁止・廃絶へ大きく踏み出している。「核兵器禁止条約」の署名国は92か国、批准国は68か国となり、着実に参加国を増やして世界の「規範」となりつつある。核兵器は、一度使われれば莫大な被害をもたらし、ましてや核戦争になれば地球と人類の滅亡につながるものである。今や核兵器の禁止・廃絶こそが人類を破滅から救う唯一の道であることが、昨年6月に開催された核兵器禁止条約締約国会議でも確認された。

昨年末、岸田政権は新たな安全保障3文書を閣議決定した。これは専守防衛の原則を投げ出し、「反撃能力(敵基地攻撃能力)」の保有を初めて盛り込むなど、憲法の恒久平和主義に基づく戦後日本のあり方を根本から変え、「戦争国家づくり」の道をさらに突き進もうとする憲法違反の暴挙である。被爆地ヒロシマは「戦争する国づくり」=安保3文書の閣議決定を許さない。大軍拡・大增税ではなく、憲法9条生かした、平和外交を求める。

「核兵器禁止条約」発効2周年に当たり、われわれは、次のことを訴える。

1. 核兵器保有国は、「核抑止力」論から脱却し、「核兵器禁止条約」に参加して、核兵器の禁止・廃絶のために努力すること。
2. 日本政府は、「唯一の戦争被爆国」として、「核兵器禁止条約」に率先して参加し、核兵器廃絶のために力を尽くすこと。
3. 安保3文書の閣議決定を撤回し、大軍拡・大增税ではなく、憲法9条生かした、平和外交をすすめること。

2023年1月21日

「核兵器禁止条約」発効2周年 原爆ドーム前集会